

## 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和2年度)

## 1 基本情報&lt;共通&gt;

フリガナ	シャカイフクシホウジン マツヅノフクシカイ								
法人名	社会福祉法人 松園福祉会								
法人所在地	〒 025-0066 花巻市松園町391番地8								
フリガナ	タカハシ マサキ								
書類作成担当者	高橋 正樹								
連絡先	電話番号 0198-21-1010	FAX番号 0198-21-1011	E-mail asuka@jupiter.ocn.ne.jp						

【本計画書で提出する加算】※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

## 2 賃金改善計画について&lt;共通&gt;

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

## (1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり		
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月			
③ 令和2年度介護職員処遇改善加算の見込額	46,638,828 円		
④ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は③欄の額を上回ること)		
i ) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	241,568,840 円		
ii ) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く) <b>【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)</b>	194,868,840 円		
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	242,564,840 円		
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	46,556,060 円		
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	1,139,940 円		
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0 円		
⑤ 賃金改善実施期間	令和2年4月～令和3年3月		

## 【記入上の注意】

- (1)④ i )の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及び ii ) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i )の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額を除いた額を記載すること。
- (1)④ ii ) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii ) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2)介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり					
② 介護職員処遇改善加算の取得状況						
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の算定状況						
④ 特定加算の算定対象月						
⑤ 令和 2 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	14,771,868 円					
⑥ 賃金改善の見込額(i - ii)	(右欄の額は⑤欄の額を上回ること)					
i ) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	254,855,780 円					
ii ) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く) 【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	240,075,780 円					
(ア)前年度の賃金の総額	286,892,580 円					
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	45,576,860 円					
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	1,239,940 円					
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額						
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)			
i ) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される 賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	73,445,375 円	96,298,890 円	70,251,523 円			
ii ) 前年度の常勤換算職員数(i)	300.0 人	564.0 人	240.0 人			
iii ) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	25.0 人	47.0 人	20.0 人			
iv ) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	244,818 円	170,743 円	292,715 円			
v ) グループ毎の平均賃金改善額 (月額)(g)/(j)/(k)	<input checked="" type="radio"/> (A)のみ実施 ( 14,772,000 円 ) <input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 ( 14,771,964 円 ) <input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 ( 14,771,988 円 ) <input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 ( 0 円 )	49,240 円 ( 14,772,000 円 ) 29,028 円 ( 8,708,400 円 ) 26,698 円 ( 8,009,400 円 ) [ ] 円 ( 0 円 )	96,298,890 円 564.0 人 47.0 人 170,743 円 [ ] 円 [ ] 円 ( 0 円 )			
※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))						
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者	3 人(見込)					
「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)						
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他						
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 4 月 ~ 令和 3 年 3 月 ( 12 か月 )					

【記入上の注意】

- (2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii )(ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i )の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑥ ii )(イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii )(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行つたものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑦ i )の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑦ iii )の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人頭によることもできる。

### (3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

<b>イ 介護職員処遇改善加算</b>		※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし					
賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他						
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) 基本給について、令和2年4月に常勤の介護職員について、定期昇給を行う。(一人当たり平均月額2,500円程度)。 定期昇給に伴い、特殊勤務手当、賞与も増額。 副主任ボスト新設及び昇給により役職手当の増額(対象者一人当たり2,000円～3,000円) 夜勤手当1回2,000円を3,000円に増額する。早番遅番手当として1回500円を支給する。 処遇改善手当として、常勤職員に月5,000円、パート職員に常勤換算率に応じた月額金額を支給する。 ※上記の取り組みは、平成24年4月に処遇改善加算Ⅰを取得してから段階的に行ってきました取り組みであり、今年度も継続して取り組んでいくものです。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。						
	(上記取組の開始時期)	平成	31	年	4	月	( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

<b>ロ 介護職員等特定処遇改善加算</b>		※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし					
経験・技能のある介護職員の考え方	(A)介護福祉士でかつ当福祉会に10年以上勤務している介護職員を経験・技能のある介護職員と設定した。 (B)介護福祉士以外、又は当福祉会に勤務して10年未満の介護職員を他の介護職員と設定した。 (C)施設ケアマネ、生活相談員、栄養士、看護師、作業療法士等をその他の職種と設定した。 パート職員や事務職員等は、特定処遇改善手当の対象外とした。						
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)						
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他						
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ○特定処遇改善の新設 特定処遇改善加算の額は次のとおりとする。 (A)経験・技術のある介護職員 月額27,000円 (B)その他の職員 月額10,000円 (C)その他の職種 月額5,000円 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。						
	(上記取組の開始時期)	令和	元	年	10	月	( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

### ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ ii)(エ)又は(2)⑥ ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

### 3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件 I 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件 II 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I・II の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当								
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。									
	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">✓</td> <td>① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">✓</td> <td>高卒者などが資格を取得した場合は、資格手当を支給し、能力評価を行う。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">✓</td> <td>② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">✓</td> <td>介護職員が資格取得のため休暇を取得する場合は、勤務調整を行う。また、高卒者が初任者研修を受講する場合は受講料全額を法人が負担する。実務者研修の受講料については、初回受講料を法人が負担する。</td> </tr> </table>	✓	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること	✓	高卒者などが資格を取得した場合は、資格手当を支給し、能力評価を行う。	✓	② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること	✓	介護職員が資格取得のため休暇を取得する場合は、勤務調整を行う。また、高卒者が初任者研修を受講する場合は受講料全額を法人が負担する。実務者研修の受講料については、初回受講料を法人が負担する。	
✓	① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること									
✓	高卒者などが資格を取得した場合は、資格手当を支給し、能力評価を行う。									
✓	② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること									
✓	介護職員が資格取得のため休暇を取得する場合は、勤務調整を行う。また、高卒者が初任者研修を受講する場合は受講料全額を法人が負担する。実務者研修の受講料については、初回受講料を法人が負担する。									
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。									

キャリアパス要件 III 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算 I の場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当						
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。							
	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">✓</td> <td>① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">✓</td> <td>② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0f2e0;">□</td> <td>③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</td> </tr> </table>	✓	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	✓	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	□	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
✓	① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。							
✓	② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。							
□	③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。							
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。							

※要件IIIを満たす(加算Iを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

## 4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

### 【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

### 【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する啓発吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> その他:
	<input type="checkbox"/> 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/> ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の業務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る業務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/> 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	<input type="checkbox"/> その他:
その他	<input type="checkbox"/> 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/> その他:

## 5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページ への掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法 による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他( ) / <input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 4 月 10 日 法人名 社会福祉法人 松園福祉会  
代表者 職名 理事長 氏名 高橋 弘毅

## 別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 松園福祉会
-----	--------------

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	46,638,828
------------------------	------------

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算				介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]
								新規・継続の 別	算定する 介護職員 処遇改善 加算の区分	加 算 率 ( c )	算定対象月(d)	
1	0 3 7 0 5 0 0 4 5 6	岩手県	岩手県 花巻市	特別養護老人ホーム花巻あすかの里	介護老人福祉施設	1,498,461	10.00	継続	加算 I	8.30%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	14,924,664
2	0 3 7 0 5 0 0 4 7 2	岩手県	岩手県 花巻市	花巻あすかの里指定短期入所生活介護 (介護予防)短期入所生活介護	介護老人福祉施設	230,254	10.00	継続	加算 I	8.30%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	2,293,320
3	0 3 7 0 5 0 0 4 8 0	岩手県	岩手県 花巻市	花巻あすかの里指定通所介護事業所	通所介護	356,453	10.00	継続	加算 I	5.90%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	2,523,684
4	0 3 7 0 5 0 0 5 0 6	岩手県	岩手県 花巻市	花巻あすかの里指定訪問介護事業所	訪問介護	129,672	10.00	継続	加算 I	13.70%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	2,131,800
5	0 3 7 0 5 0 1 0 2 5	岩手県	岩手県 花巻市	特別養護老人ホーム花巻あすかの杜	介護老人福祉施設	1,922,946	10.00	継続	加算 I	8.30%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	19,152,540
6	0 3 7 0 5 0 1 0 3 3	岩手県	岩手県 花巻市	花巻あすかの杜指定短期入所生活介護 事業所	介護老人福祉施設	251,449	10.00	継続	加算 I	8.30%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	2,504,424
7	0 3 7 0 5 0 1 0 4 1	岩手県	岩手県 花巻市	花巻あすかの杜指定通所介護事業所	通所介護	439,039	10.00	継続	加算 I	5.90%	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	3,108,396
8											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
9											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
10											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
11											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
12											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
13											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
14											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
15											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
16											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
17											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
18											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
19											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	
20											令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月 )	

## 別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人 松園福祉会
-----	--------------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	14,771,868
---------------------------	------------

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地 都道府県	事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等特 定処遇改善加 算の見込額 (a×b×e×f) [円]
								(1) 新規・ 継続 の別	(2) 算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	(3) 加 算 率 ( e )	(4) 介護福祉士配置等要件	(5) 算定対象月(f)	
10370500456	岩手県	岩手県	花巻市	特別養護老人ホーム花巻あすかの里	介護老人福祉施設	1,498,461	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	日常生活継続支援加算(I)	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	4,855,008
20370500472	岩手県	岩手県	花巻市	花巻あすかの里指定短期入所生活介護 (介護予防)短期入所生活介護事業所	介護老人福祉施設	230,254	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	サービス提供体制強化加算(I)イ	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	746,016
30370500480	岩手県	岩手県	花巻市	花巻あすかの里指定通所介護事業所	通所介護	356,453	10.00	継続	特定加算 I	1.2%	サービス提供体制強化加算(I)イ	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	513,288
40370500506	岩手県	岩手県	花巻市	花巻あすかの里指定訪問介護事業所	訪問介護	129,672	10.00	継続	特定加算 I	6.3%	特定事業所加算(I)	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	980,316
50370501025	岩手県	岩手県	花巻市	特別養護老人ホーム花巻あすかの杜	介護老人福祉施設	1,922,946	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	日常生活継続支援加算(I)	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	6,230,340
60370501033	岩手県	岩手県	花巻市	花巻あすかの杜指定短期入所生活介護 (介護予防)短期入所生活介護事業所	介護老人福祉施設	251,449	10.00	継続	特定加算 I	2.7%	サービス提供体制強化加算(I)イ	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	814,692
70370501041	岩手県	岩手県	花巻市	花巻あすかの杜指定通所介護事業所	通所介護	439,039	10.00	継続	特定加算 I	1.2%	サービス提供体制強化加算(I)イ	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 ( 12 ヶ月)	632,208
8												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
9												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
10												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
11												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
12												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
13												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
14												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
15												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
16												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
17												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
18												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
19												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	
20												令和 年 月～令和 年 月 ( ケ月)	